

別紙3 (サービス管理責任者 実務経験要件)

サービス管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中①～④の定義は次のとおり

- |  |                        |
|--|------------------------|
| 「① 相談支援業務に従事」<br>→ 下記Ⅰの期間の通算で、要件は5年以上  | } ①と②は合算可能。<br>要件は5年以上 |
| 「② 直接支援業務(有資格)に従事」<br>→ 下記Ⅱの期間の通算で、要件は5年以上   |                        |
| 「③ 直接支援業務(資格なし)に従事」<br>→ 下記Ⅲの期間が通算で、要件は8年以上  |                        |
| 「④ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」<br>→ 下記Ⅳの業務経験が3年以上あり、ⅠからⅢまでの期間が通算で、要件は3年以上<br>(以下「実務経験者」という) |                        |

**I**

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること

又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業

- ・ 改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
- ・ 改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
- ・ その他これらに準ずる事業

の従事者

② ・ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所  
・ 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所  
・ 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設  
・ 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所  
・ 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所  
・ 発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター  
・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

③ ・ 障害者支援施設  
・ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設  
・ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設  
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター  
・ 生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設  
・ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター  
・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

④ ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター  
・ 同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター  
・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

⑤ ・ 特別支援学校  
・ その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

⑥ ・ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

## の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、IVに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

## II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第43条第1項(児童指導員)各号のいずれかに該当するもの、
- ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設定及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)

が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社(特例子会社)、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所(助成金受給事業所)その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

## III

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

## IV

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。